

## 図書館間協力における現物貸借で借り受けた 図書の複製に関するガイドライン

平成 18 年 1 月 1 日  
社団法人 日本図書館協会  
国公立大学図書館協力委員会  
全国公共図書館協議会

### （経緯）

1. 図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製を利用者が希望した場合、現在は、図書を借り受けた図書館（以下「借受館」という。）では、借り受けた図서가、自館で所蔵する図書館資料でないということから、著作権法第 31 条による複製を作製することをせず、当該図書を一旦返却した後に、利用者による複製作製の求めを図書を貸し出した図書館（以下「貸出館」という。）に取り次ぎ、貸出館から複製物の提供を受けていた。利用者にとっては、このような業務形態を理解することが極めて困難であり、目の前にある図書の複製物を入手するために時間、経費を余分に負担することになる。一方、権利者にとっては著作権法で認められた範囲内で複製が行われる限りにおいて、貸出館、借受館いずれで当該図書の複製が行われても複写の実態に変わりはない。

### （趣旨）

2. このような状況を改善して、著作者の権利に留意しつつ図書館利用者の便宜を図るために、「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」を構成する標記図書館団体（以下「図書館団体」という。）は、同協議会を構成する権利者団体（以下「権利者団体」という。）と協議を行った。その結果、権利者団体の理解の下にこのガイドラインを策定し、当該の図書館団体を構成する各図書館は、借受館が当該図書の借用を申し込んだ利用者の求めに応じる場合に限り、他館から借り受けた図書についても、その複製物の提供を行うこととした。

なお、著作権法第 31 条 1 号による、許諾を得ないで図書館が行える複製の対象として他館から借り受けた資料が含まれるか否かは解釈の分かれるところであるが、このガイドラインは、限定的な条件下であれば実務的に対応することも必要であるという権利者団体の理解の下に策定されたものである。

### （図書の借受）

3. このガイドラインによって複製物を提供する図書館においては、利用者が求める図書の提供に当たっては、購入その他の手段により自館において構築した自館の蔵書によるべきであり、他館から図書を借用して提供するのは、それが入手困難な場合と、利用者が

求める図書が自館の蔵書構築方針の観点から著しく例外的である場合に限ることを原則とする。

4. 前項の「入手困難な場合」とは、以下の場合を指す。

- (1) 研究報告書であるなどの理由で一般市場に出回っていない場合、あるいは、絶版となったり、在庫状況が確認できないなどの理由で直ちに購入することが著しく困難である場合。
- (2) 購入する予算を直ちには準備することができない場合、あるいは、全巻セットでしか購入できない複数巻の図書などのように、購入・予約方式などの点で直ちに購入することが著しく困難である場合。

(複製の受付・作成)

5. 借受館は、当該図書の利用を希望した利用者が、借り受けた当該図書の複製を求める場合、貸出館および借受館が共に著作権法第31条の権利制限によって例外的に無許諾で複製を作製することが出来る図書館であること、および、利用者が求める複製物が著作権法第31条第1号の範囲内であることを確認出来たときに、その求めを受け付ける。

6. 但し、借受館は、借受館が借り受けた図書を複製することを、貸出館が明示的に禁止している場合には、複製を作成することはしない。

7. 借受館は、その図書館で定める著作権法第31条第1号による図書の複製に関わる手続きとは別に、借り受けた図書の複製に関する手続を定め、それにより当該図書の複製を行う。

(図書の購入努力義務)

8. 他館から借り受けた図書について、同一図書に対する複製依頼が1年間に2回以上あった場合は、借受館はその資料を購入する努力義務を負うものとする。

(ガイドラインの見直し)

9. このガイドラインに基づく運用に関して、図書館団体又は権利者団体から提議があった場合は、速やかにガイドラインの見直しを行う。